

## 資料

「#入管被収容者にも生理用品を」プロジェクト  
～被収容者・被仮放免者とのソーシャル・アクション～

田中 雅子、乾 友菜、川村 ひなの、萩原 千賀

## はじめに

「生理の貧困」(Period Poverty)とは「生理用品、教育、衛生設備および廃棄物管理、あるいは、これらへの複合的なアクセスが欠如している状態」<sup>1</sup>を指す。生理に対する社会的、経済的、政治的、文化的障壁は、世界で約500万人に影響を与えていると言われる。ドイツのNGOであるWASH Unitedが5月28日を生理衛生デー<sup>2</sup>と定め、国際キャンペーンを始めた2014年頃から、生理が女性や少女に与える影響が世界各地で調べられ、活動にいかされている。

生理に対するタブーやスティグマは日本にもある。生理の貧困が日本のメディアで取り上げられるようになったのは、2019年当時、大学生だったメンバーが立ち上げたグループ「#みんなの生理」が「生理用品を軽減税率対象にしてください!」という署名<sup>3</sup>を始めた頃からである。

その後、2021年5月、内閣府男女共同参画局が第1回「「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組」の調査を行った<sup>4</sup>。その報告として、防災備蓄品や寄付を活用した、学校や生活困窮者支援窓口での生理用品の無料配布の例が多数紹介されている<sup>5</sup>。同年6月に策定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」<sup>6</sup>には、「「生理の貧困」にある女性への支援」が盛りこまれ、「生理用品の提供だけでなく、それを一つのきっかけとして、「生理の貧困」にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、きめの細かい寄り添った相談支援を充実するよう促す」としている。しかし、担い手として列記されているのは、地方公共団体や学校、福祉事務所等だけである。欧米諸国の一部で導入されている生理用品への課税の撤廃のような制度変更など、生理のある誰もが裨益する改革には至っていない。内閣府男女共同参画局のWEBサイトが、生理の貧困を「経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいる」とだけ説明していることから、日本では、社会的、政治的、文化的障壁への着目が不足していることがわかる。日本政府もその実施を推進している持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は「誰ひとり取り残さない」ことを理念として謳っている。しかし、出入国在留管理庁(以下、入管)の収容施設に収容されている人(被収容者)は、SDGsに取り組む人たちの視野に入っているだろうか。生理の貧困への諸対応から、取り残されていないだろうか。

本稿は、上智大学総合グローバル学部国際協力論演習の2021年度履修生有志が取り組んだ「#入管被收容者にも生理用品を」プロジェクト（以下、プロジェクト）の記録である。前年度は、入管收容後の請求により、收容が停止され、身柄の拘束が解かれた「仮放免」の当事者<sup>7</sup>からの聞き取りをもとに教材作成を行った<sup>8</sup>。今年度は「当事者から学ぶ」から一歩前進して、当事者とつながりながら行動する「ソーシャル・アクション」を目指した。約半年の取り組みによって、入管内での生理用品支給について、一定の成果を得ることができた。

本プロジェクトの実施に先立ち「上智大学学術倫理研究に関するガイドライン」に沿って仮放免の当事者から同意を得てオンラインツールでインタビューを行った。被收容者については、支援者を介して予め趣旨説明をし、同意を得てから面会を申し込んだ。以下、本文で取り上げる被仮放免者と被收容者は、元受刑者などが含まれることから、個人が特定されることを避けるため、出身国や年齢は記さない。本稿は、学生の草稿に教員の田中が加筆・編集した。ソーシャル・アクションの一環として作成した要請書や経過、入管側の文書は、学内外に共有する価値があると考え「資料」として公開する。

## 1. ソーシャル・アクション

近年、様々な分野で使われる「ソーシャル・アクション」とは、社会福祉学の専門用語だったが、一般の辞書にも掲載されている。広辞苑（第七版）は「既存の法や制度の改廃、福祉施設や社会資源の開発・充実、福祉サービスの運営改善等を目指す組織的な福祉活動」と説明している。その担い手は社会福祉専門職には限定されず、一般の市民も、自ら発信し、国家や自治体をはじめとする様々な主体に働きかけながら、社会課題を解決に導くことができる。

2021年度春学期には、『ソーシャル・アクション ハンドブック：テーマと出会い・仲間をつくり・アクションの方法を見つける 39のアイデア』の作成に関わった開発教育協会の八木亜紀子さんをリソースパーソンとして授業に招き、前年度から改良を重ねていた、入管收容問題に関する教材や、学生が検討していた「都議選に向けた候補者情報の拡散」や「実践的性教育の普及」など、ソーシャル・アクションの案に対するコメントをいただいた。入管收容問題に関する教材は、その後、高校や大学等で使用しながら改良を重ねて完成させたが<sup>9</sup>、その他の案は、SNSでの発信にとどまり、成果を確認するには至らなかった。その後、前年度は難しかった女性の被仮放免者への聞き取りが実現したことから、入管收容施設における生理用ナプキン入手の難しさを知り、ソーシャル・アクションで扱う社会課題に定めた。

夏以降、東京出入国在留管理局横浜支局（以下、横浜入管）の被收容者から聞き取りを行った。横浜入管では、BOND～外国人労働者・難民と共に歩む会～（以下、BOND）<sup>10</sup>か

ら許可を得て、メンバーの面会活動に同席させていただき、当事者から許可が得られた場合は、本プロジェクトメンバーのみでも面会した。同時に、支援者からも生理用品支給の経験を聞くとともに、2021年時点で、生理のある被収容者がいた横浜入管の他、名古屋出入国在留管理局と大阪出入国在留管理局にも出かけて調査を行い、学内外から賛同を得ながら、被収容者への生理用品支給に関する要請書を3回提出した。

以下、入管収容施設における処遇について直接声をあげることが難しい被収容者となつながら、市民として取り組んだ「ソーシャル・アクション」を振りかえる。

## 2. 入管における被収容者の暮らし

新型コロナウイルスの感染拡大前は、「生理のある」被収容者も品川にある東京出入国在留管理局（以下、品川入管）にいた。しかし、2021年2月下旬、施設内で集団感染が見つかったためか、3月3日、性自認が女性の被収容者約25名は、横浜入管へ移送された。前日に突然移送について告げられた人がほとんどで、被収容者の精神的苦痛や孤独感が増した。以下、横浜入管の被収容者からの話をもとに、施設内の様子を紹介する。施設内部の名称等は、当事者たちによる呼称を（ ）内に記す。

収容施設には、シャワー、洗濯機、公衆電話、歓談用のテーブルなどがある多目的ホール（以下、フリースペース）の周囲に、トイレ付の居室が配置された収容区（以下、ブロック）が複数ある。被収容者がブロック外に出ることができるのは、週数回定められた時間に施設内の屋内運動場を利用する時、来訪者と会うために面会室に行く時、施設内の診療室に行く時、施設内でカウンセリングを受ける時、また例外的に施設外の病院や歯科に行く時だけである。基本的に、別のブロックの被収容者と接触することはできない。

午前9時半から12時までと、午後1時からと午後4時半までの開放処遇（以下、フリータイム）の間は、フリースペースで過ごす人が多い。それ以外の時間は、自分の居室で過ごすことが多い。提供される官給食（以下、食事）は、各自の居室でとる。

品川入管では、共用室に多い時には7人ほどいたこともあったが、横浜入管では1室1名となった。ブロック内に1人しか収容されていないときは、職員以外の人との接触は少ない<sup>11</sup>。

携帯電話などの所持品は、居室から離れたロッカーに預けることになっている。公衆電話から外部に電話をかけることはできるが、受信はできない。手紙や差し入れ品も受け取る前に、職員による内容確認がある。

1981年に制定された「被収容者処遇規則」<sup>12</sup>の第1条は「被収容者の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする」と述べている。被収容者の出身国の風俗習慣による生活様式の尊重（第2条）、被収容者からの意見徴収などを通じた処遇の適正化（第3条）にも言及している。

横浜入管の場合、入管局長宛と視察委員会（4.2 参照）宛の2種の目安箱<sup>13</sup>が設置されている。被收容者は、日本語だけでなく、母語等でも意見を申出書に書いて入れることができる。前者は数ヶ月に1度、後者は委員会開催時に合わせて年2～4回程度開封される<sup>14</sup>。出入国在留管理庁のWebサイトには、委員会が提出した意見とそれに対して講じた措置や検討結果は掲載されているが、被收容者が出した意見の件数や申出書の記載内容は、そのままの状態では公開されていない。

同規則第23条は「必要があると認めるときは、一定の衣類及び日用品を給与する」としているが、支給されるのは、最低限の食事とトイレトペーパー程度である。文房具や嗜好品は、週1回配布される自費購入品目の一覧（以下、ショッピングリスト）から選んで注文する。その後、施設内もしくは近隣のコンビニエンスストア（以下、コンビニ）から品物が届いたら、被收容者は各自の所持金で購入する。

刑務所の場合、受刑者は刑務作業を行うことによって作業報奨金を得ることができる。一方、入管では作業に従事することがなく、現金を得る機会はない。したがって、所持金が少ない被收容者は、現金も「差し入れ」でもらうしかない。

面会に関しては、「被收容者の国籍国等の領事官，被收容者の訴訟代理人，又は弁護人である弁護士や，それ以外の面会者でも所長等が立会いの必要がないと認める場合は，入国警備官の立会いを行っていません」<sup>15</sup>と定められている。「面会・物品授与許可申出書」の提出による面会の申し込みと差し入れの手続きは全国共通である。ただし、面会時の職員の立ち会いの有無、食品差し入れの判断は、各地の入管によって若干異なるようだ。さらに、同じ入管内でもルールが変更されることもある。横浜入管で本プロジェクトメンバーが被收容者と面会した際は、職員の立ち会いはなかったが、食品の差し入れは認められなかった<sup>16</sup>。

### 3. 当事者が語る收容施設での生理中の体験

本プロジェクトのきっかけとなったのは、横浜入管に收容された経験がある二人の被仮放免者の証言である。2021年7月に話を聞いたAさんは「收容施設でナプキンをもらえなかったことが辛かった。收容され始めた頃に生理が始まったが、職員はナプキンの提供を拒否した。友人に電話して、差し入れてもらった」<sup>17</sup>と語った。Bさんも「收容中に、入管で生理用品をもらうことはなかった。必要な時は、外部の支援者からナプキンをもらった。支援者がいなかったら、頑張れなかったと思う」<sup>18</sup>と話した。日本に家族がいる被收容者は差し入れを頼みやすいが、AさんとBさんは日本に家族がおらず、支援者を頼るしかなかった<sup>19</sup>。

8月以降は、横浜入管で、計4名の被収容者とのべ13回面会した。その中のひとりであるCさんは次のように語っている<sup>20</sup>。

品川入管に収容されたばかりの時、生理になっても頼れる人が誰もいなくてすごく困りました。入管のコンビニに注文してナプキンを買うしかありませんでした。家族に電話するためのテレホンカードが一番大事なので、高いナプキンのためにお金を使うことはとても苦しかったです。ナプキンのためにお金を使うのはもったいないし、子どもに申し訳ない気がしました。

最初は、生理用品がなくて困っても、他の被収容者に言えませんでした。彼女たちからナプキンを分けてもらった時、涙が出ました。私も、新しく入って来た人には、ナプキンなど必ず分けて、助け合うようにしています。収容施設から出る人が、ナプキンをたくさん置いていってくれたので、今は、それを使っています。

一方、Dさんは、入管収容施設内で被収容者自身がすでに声をあげていたことを教えてくれた<sup>21</sup>。彼女からは、支給の方法や受け渡しの際の職員との関係についても助言をもらった。

(このプロジェクトについて聞いたとき)気づいて下さって、ありがたいと思いました。入管に収容されている人は、いろんな事情がある人が多いので(ナプキンが支給されたら)助かると思います。

生理用品は、友人の助けで、なんとか手に入れていました。できるだけ節約して「必要な範囲内」でお願いしていました。節約するために、一枚のナプキンを何度も使うこともありました。ナプキンの上に敷いたトイレットペーパーだけを変えて、ナプキンを使い回すのです。そうすると、歩くときにトイレットペーパーがずれてしまって経血が流れ出たり、広がったりして、ナプキンが汚れてしまうことがあるので、あまり歩かないようにしていました。

他の人も、トイレットペーパーも使いながら、ナプキンを使い回していたと思います。掃除の人がゴミ袋をまとめている時、ゴミ袋の中に経血がついたトイレットペーパーがあったのが見えたことがありました。

品川入管の中で抗議した時<sup>22</sup>、他の部屋の女性が「ナプキン必要！」と叫びました。掃除のおばさんから「バカだね」と言われました。この時、私たちがナプキンを要求したことを、入管は隠しています。

入管から必要なものを発注できるコンビニには、2種類しかナプキンがありません。大きいサイズのナプキンはないので、経血量が多い女性は大変でしょう。

ナプキンを支給するなら、箱に入れて置いておけばいいのではないですか。何でも「担当」(職員)に「お願い」して「もらう」というやり方は、良くないと思います。

#### 4. 被收容者が指摘した問題点

聞き取りから明らかになったのは、次の4つの問題である。

1 つ目は、入管が「生理用品を必要と見なしていない」と思われる点である。被收容者処遇規則第23条は「必要があると認めるとき」は日用品を給与するとしているが、当事者から聞く限り、生理用品は支給されていない。品川入管で「ナプキン必要」と叫んだ人がいても、支給されることはなかった。また、同3条が、被收容者からの意見徴収による処遇の適正化を謳っているにも関わらず、当事者の声を受けとめていない点も問題である。

2 点目として、家族・友人・支援者などの差し入れや、他の被收容者から融通してもらうなど、他人に頼らないと生理用品が入手できないことによる精神的負担が問題である。差し入れを頼める相手が男性しかいない人、家族や友人に生理の話をしづらい人もいる。ブロック内に他の被收容者がいない場合、融通してもらうこともできない。必需品である生理用品が入手できず、精神的負担を強いることは、その人の尊厳を傷つけているのではないか。

3 点目は、被收容者にとって最後の手段である自費購入が一種の「マイノリティ・ペナルティ」<sup>23</sup>にあたり、選択肢の少なさと、価格が割高で経済的負担になるという二つの不利益をもたらすことである。被收容者は差し入れを頼めない場合、ショッピングリストを使ってコンビニにナプキンを注文する。当事者は、横浜入管のリストに、昼用と特に多い昼用の2種類のナプキンしかなく、夜用は入っていないと語っている<sup>24</sup>。夜は2枚のナプキンを繋げて使った人もいたというが、経血量が多い人にとって選択肢が少ないことは深刻な問題である。筆者らが、横浜入管内のコンビニで確認したところ、ナプキンは2社の13種が店頭に並んでいた。形状(羽つき、羽なし)、長さ(20~40センチ)、厚み(3~7ミリ)など、様々なナプキンが販売されており<sup>25</sup>、ナプキン以外にタンポンとおりものシートも、店頭では各1種ずつ販売されているが、ショッピングリストにはないという。

横浜入管内のコンビニと量販店における同一商品の価格を表1に示す。入管内のコンビニにおけるナプキンの販売価格は、一般のコンビニチェーンの店舗と同様に設定されている。コンビニは1袋10個入りの少量でも販売し、量販店は28~56個というように大量に入った商品を主に扱っている。量販店で最も安く入手できるのはZ社の1個あたり3.8円のナプキンである。入管内のコンビニではZ社の商品を扱っていない。入管のショッピングリストに掲載されているナプキンのメーカーを特定することはできないが、X社かY社の「普通の昼用」(20.5センチ)と「多い日の昼用」(23~25センチ)だと推察する。これ

らは、表でグレーに色づけしたもので、いずれも1個20円以上と割高である。被收容者は、コンビニのショッピングリストを通じて自費購入する場合、選択肢と価格の両面で「ペナルティ」を負わされていることがわかる。

表1：コンビニと量販店の生理用ナプキン価格の比較

メーカー	長さ (cm)	個数/袋	価格(円)		
			コンビニ	量販店	1個あたり
X社	23.0	10	207	取扱なし	20.7
		30	取扱なし	459	15.3
	25.0	19	418	—	22.0
			—	328	17.3
Y社	20.5	10	207	取扱なし	20.7
		28	取扱なし	305	10.9
	25.0	19	418	—	22.0
			—	328	17.3
Z社	20.5	56	取扱なし	215	3.8

(出所) 筆者らによる横浜入管内のコンビニおよび量販店での調査より<sup>26</sup>

4点目として、衛生上の問題も指摘できる。差し入れであれ、自費購入であれ、入手しづらいことが理由で、被收容者はナプキンの使用を節約する傾向にある。交換せず複数回使うことで、衛生上の問題や健康への影響が懸念される。適切な医療を受けにくい入管内で、さらに健康を害する可能性のあることは、予防的観点から、極力避けるべきであろう。

## 5. 国内外の規範等に見る生理用品の扱い

入管収容施設で被收容者に生理用品を支給しないことの問題点は明らかだが、入管以外の施設では、どのように対応しているのだろうか。ここでは、類似施設の対応と、要請の根拠となる国内外の規範を紹介する。

### 5.1 日本の刑務所における官給品

法務省の資料によれば刑務所の官給品（施設が給貸与する物品）のうち日用品として、生理用品はちり紙や石けんとともに列記されている<sup>27</sup>。服役経験のあるCさんは「刑務所では、1人が1回の生理期間中に使用するナプキン相当数が入った袋を毎月支給されていた」<sup>28</sup>という。刑務所で支給されていたナプキンは市販品より質が悪かったと問題を指摘しつつも、差し入れを頼める人や所持金の有無に関わらず、全員が生理用品にアクセスできるという点で、女子刑務所のほうが入管収容施設よりも生理用品に関する処遇は良かったと証言している<sup>29</sup>。

刑務所と入管収容施設の設立目的は異なるが、いずれも法務省が関与する施設である。したがって、入管収容施設で刑務所と同等の対応を求めることは妥当ではないか。

## 5.2 入管収容施設の視察基準案

2010年、法務省は、入管施設等の適正な運営のために視察を行い、意見を求める第三者機関として入国者収容所等視察委員会を設置した<sup>30</sup>。東日本と西日本に1つずつ設置された委員会は、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、国際機関・NGO関係者のほか、地域住民によって構成されており、入管収容施設や出国待機施設の視察、被収容者との面接や会議を行っている。2010年度から2020年度まで11年分の報告において「生理」について言及しているのは、2017年1月20日の東京入国管理局における委員会で「給与品目に生理用ショーツを追加する」ことが提案され、同3月7日に追加措置がなされたという報告1件のみである<sup>31</sup>。ナプキンの支給については言及がない。

2015年、東京弁護士会外国人の権利に関する委員会は、入国者収容所等視察委員会が視察時に参照する文書として「エクスペクテイションズ（期待される状態）日本版：入国管理局被収容者の取り扱いと状況を評価するための基準（案）」（以下、エクスペクテイションズ）<sup>32</sup>を提案した。2014年の参議院法務委員会において、当時の法務省入管管理局長が、英国の基準は日本にも当てはまる旨の答弁をしたことを受けて、英国王立刑事施設視察委員会が策定した基準をもとに日本の法制度に沿うよう作成された文書である。2016年、東京弁護士会は、日本の入管収容施設の処遇が国際基準からかけ離れていることや、視察委員会による視察が十分機能していないことなどを理由として、これに沿った視察の実施を要請している。

エクスペクテイションズは、「セクション2：尊厳」の冒頭で「被収容者は敬意をもってその尊厳を取り扱われ、収容の環境は尊厳を保つようなものであること」と述べている。

「居住ユニット」に関する期待される状態「6 被収容者は、自分の身体、居室及び共有スペースを清潔に保つことができること」として「被収容者は、無料で基本的な化粧品類と衛生用品類を利用できること」を求めている。さらに、「セクション5：短期収容施設」の「居住施設」に関する期待される状態では、「16 被収容者の居住施設は、修繕が施された良好な状態で、清潔で良好な環境のものであること」を指標とし、「女性は、生理用品が無料で入手でき、乳幼児のおむつ替え設備があること」と、生理用品に直接言及している。

この文書は、英国の基準を参考にした提案であり、入国者収容所等視察委員会は、2022年現在も、同様の基準は策定していない。しかし、2014年時点で法務省側が、英国の基準は日本にも当てはまる旨の答弁をしていることから、エクスペクテイションズは、生理用品の支給に際して参照すべき文書である。



### 5.3 災害時の避難所における備蓄品と配布方法

生理の貧困への対応として、自治体が無償配布した生理用ナプキンの中には、防災備蓄品が含まれていた。東日本大震災後、各地の自治体が防災備蓄品として生理用ナプキンを備蓄していることがわかる。

内閣府男女共同参画局が2020年に定めた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(以下、ガイドライン)<sup>33</sup>は、「物資の備蓄・調達・配布」の章で「女性と男性のニーズの違いに配慮」し「早期に必要なと思われる物資の代表的なもの」として「生理用品」をあげている。また「備蓄チェックシート」には、生理用ナプキン(普通・長時間向け等)や、おりものシートを記載している。

さらに「物資の供給」の章では「物資があるのに受け取りにくい」例として、東日本大震災後の避難所運営が男性リーダーを中心に行われていたことから「生理用品が届いても配布担当が男性であったため、女性はもらいに行きづらいということ」があったことに言及している。「避難所チェックシート」では「運営ルール」として「女性用品(生理用品、下着等)は女性担当者が配布を行っている」ことを指標としている。無償で配布するだけでなく、配布時の留意点は、被収容者の尊厳を守った配布方法を要請する上で参考になる。

### 5.4 人道憲章と人道対応に関する最低基準

内閣府男女共同参画局が策定したガイドラインは「男女の人権を尊重して安全・安心を確保する」ことを7つの基本方針のひとつとしている。その背景には、東日本大震災後にジェンダー視点をいかした支援の必要性が具体的に示されたこと<sup>34</sup>、災害援助における人道憲章と人道対応に関する最低基準「スフィア基準」が日本でもようやく周知されるようになったことがあげられる。スフィア基準は、「災害や紛争の影響を受けた人びとには、尊厳ある生活を営む権利があり、従って、支援を受ける権利がある」こと、「災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない」ことを基本理念としている。

「スフィア・ハンドブック」2018年版には、生理について特記した基準がある。「衛生促進基準1.3: 月経と失禁衛生用品の管理」は「月経のある年齢の女性と少女や、失禁症状のある男女が尊厳とウェルビーイングを保ち、安心して生活を送れるように衛生用品と給水、衛生および衛生促進関連の施設にアクセスできる」ことを求めており、その「基本行動」として次の3点をあげている<sup>35</sup>。

- 1) 月経と失禁に関する習慣、社会的慣習や迷信を理解したうえで衛生用品や施設を供給する。

- 2) 女性や少女、失禁症状のある人びとと相談しながらトイレ、入浴場、洗濯場、汚物廃棄や給水施設の設計管理と設置場所の決定を行う。
- 3) 適切な生理用品と失禁用品、入浴、洗濯、手洗い用の石鹸やその他の衛生用品へのアクセスを提供する。尊厳を保ち、負のレッテルを軽減する目的で目立たない場所で衛生用品の配布を行う。

生理用品の提供や配布の方法だけでなく、当事者と相談しながら汚物廃棄について決定することを求めている。さらに「基本指標」として、「月経がある年齢の女性と少女のうち、適切な生理用品にアクセスできる割合」だけでなく「生理用品を使用した人の満足度」もあげており、生理用品の入手、使用、廃棄方法を含めて、当事者の尊厳を重視していることがわかる。この基準以外に、トイレや衛生に関する項目においても、生理用品の配布や適切な処分について言及している。

## 6. 要請行動

国内外の規範に照らし合わせると、入管の生理用品支給体制には、問題がある。そこで、2021年8月、入管に対する生理用品の無償支給を求める要請行動を開始した。準備段階で、外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center : FRESC）を訪問し、要請書の内容や提出方法について助言を得た。

### 6.1 無償提供の要請

「生理のある被収容者に生理用品を無償提供することについての要請書」（資料1、以下、第一次要請）を提出するために入管庁に架電したところ「東京都の緊急事態宣言解除まで外部からの来訪者とは面会できない」と言われた。そこで、8月25日、被収容者がいる横浜支局に提出した。同支局総務課で、経済的負担について表1と同じ趣旨の価格表を示して要請内容を説明した。

第一次要請の返信期限であった9月8日までに連絡がなかったため、同日、横浜入管に電話したところ「検討中」という回答であった。10月1日に再度電話したところ、同日より「夜用と昼用の2種のナプキンを常時置くことになり、朝すでに設置した。本庁には報告事項として連絡した」という説明を受けた。「名古屋や大阪の入管には連絡はしていない」とのことだったが、他の入管で同様の対応を求めるために横浜の例を伝えることは構わないと了承を得た。

しかし、10月7日に被収容者と面会したところ、二人とも配布方法について問題を指摘した。Dさんは、1日朝、居室にやってきた職員から、3種計7個のナプキン（夜用2枚、昼用羽根つき2枚、羽根なし3枚）が入った袋を渡され「今日からトイレに置くようにな

った」とだけ、告げられた。翌朝から毎日、補充が必要か聞かれるようになった。なぜ、配布方法について自分たち被収容者に聞かないのか、1日7個の枚数制限があるのかなど疑問がわいたが、担当者は何も説明しなかった。「意味がわからない」し、「毎日、生理について聞かれることは、傷つく」と訴えた。

Cさんも、生理用品の補充を「毎日聞かれるのは嫌だ」と言う。新型コロナウイルス感染症対策のため、検温担当、マスク配布担当など計5人の職員が毎朝9時に居室にやってくる際に「生理なのか」聞かれ、職員らの前で回答を求められることが、新たな精神的な負担になっていた。

生理の経血量や日数は個人差が大きい。人によって必要な生理用品の種類や数量は異なる。しかし、被収容者に同一のセットを配布していることから、「必要な人に、必要な支援を、必要な分だけ」という多様なニーズへの対応がない。職員が月経期間か否かを口頭で確認することも、尊厳を守るやり方とは言えない。さらに、被収容者に対する職員の説明が不十分であることが、被収容者を不安にさせていた。

## 6.2 生理用品の支給方法に関する要請

第一次要請の結果、無償支給が始まったことは、経済的負担の軽減に一定の効果があった。しかし、精神的負担はむしろ増したことから、10月15日、横浜支局総務課に「生理のある被収容者への生理用品支給方法に関する要請書」（資料2、以下、第二次要請）を提出した。

10月7日の面会で明らかになった問題点を克服すべく、①おりものシートなどを含めた被収容者のニーズに応じた生理用品の支給、②被収容者が「必要なものを、必要な分だけ、必要な時に入手できる」ようシャワールームなど共用スペースへの「生理用品ボックス」の常置、③ナプキン配布に関する意見を口頭または書面で被収容者に聞いた上で支給することの3点を提案した。いずれも、被収容者との面会で意見交換を行った上でまとめた案である。

申し入れに対応した担当者からは「検討します」という回答しか得られなかったが、同日申し入れ後に面会した被収容者から、すでに補充方法が変更されていることを知らされた。朝の点呼で補充の要不要を尋ねるのではなく、汚物入れのゴミの有無をもって判断する方法に変わったという。ゴミの有無を確認されることも嫌なので、職員が来る前に、空の汚物入れと中の袋を部屋の入り口に置いて、補充は不要だと示しているとDさんは話してくれた。「自分が不安になることを避ける」術だという。ゴミの監視は、口頭で聞かれるより苦痛だと感じる人もいるだろう。賛同団体に報告したところ、「(ゴミまで確認されるのは) プライバシーの侵害だ」というコメントがあった<sup>36</sup>。

10月22日、入管庁が全国の入管施設に生理用品の支給を指示する文書を発出していることがわかった<sup>37</sup>。内部文書であることから、Web サイトでは公開されないため、国会議員を通じて文書を入手することにした。

第二次要請の回答期日であった10月29日には遅れたものの、11月12日に横浜入管総務課担当者より電話連絡があった。提案した①おりものシートの支給、②個別に手渡しではなくシャワー室など共有スペースへの設置の2点とも「回答できない」が、関係部署に申し入れ提案を共有したという報告であった。

### 6.3 他の入管での対応

入管庁が全国の入管に出した指示の実施状況を確認するため、田中は、仮放免者の会（Provisional Release Association in Japan: PRAJ）<sup>38</sup>のエリザベス・アルオリオ・オブエザさんとともに、12月1日に名古屋入管、2日大阪入管を訪問した<sup>39</sup>。

名古屋では、面会活動を行っている支援者<sup>40</sup>から、女性が1人収容されていることを確認していたが、当日までに名前がわからず面会申し込みができなかった。やむを得ず、総務課職員に連絡したところ、処遇担当者に確認の上、電話で次の回答を得た。

- ・10月に本庁が出した生理用品の支給に関する文書については周知している。
- ・女性被収容者全員の部屋にプラスチックの箱を設置し昼用と夜用を常備している（枚数不明）。
- ・被収容者の申し出に従って補充している。
- ・使用済みのゴミを確認することはしていない。

また、名古屋で活動するSTART～外国人労働者・難民と共に歩む会～<sup>41</sup>の関係者や学生メンバーと面会し、今後、生理のある被収容者と面会する機会があれば、支給方法を確認するよう依頼した。

大阪入管では、PRAJのメンバーである永井伸和さんから女性の被収容者の名前を聞いて面会を申し込んだ。エリザベスさんがやさしい日本語で書いた手紙を添えたが、しばらく支援者との面会を拒否しているようで、会うことができなかった。

ただし、総務課渉外調整官が、PRAJの永井さん、エリザベスさん、田中との会合に応じ、応接室で30分ほど意見交換を行った。処遇部門の女性区統括官から事前に聞き取った話として、次の点が共有された。

- ・10月末から、女性被収容者の部屋に紙箱を置き、昼用5枚、夜用2枚を入れている。
- ・プラスチックの箱のほうが良いと思うが、購入が間に合わなかった。

- ・「無くなったら言ってください」「足りなくないですか」と声をかけているが毎朝ではない。
- ・すでに出所した人の中に頻繁に足りないと申し出る人がいたが、支給枚数に制限はない。
- ・要望があれば、他の人より多く支給することもある。
- ・使用済みナプキンは、共有スペースの黒いビニール袋に各自捨てている。
- ・誰が捨てたゴミか、わからないようにしている。
- ・大阪入管では、無償支給前から、使用済みのナプキンなどゴミの確認はしていない。
- ・被収容者同士が支給品を融通し合うことは問題にならない。
- ・被収容者同士のトラブルにならないなら、規則違反には該当しない。
- ・ウィシュマさんの件<sup>42</sup>以来、職員の意識改革を進めている。
- ・使う側の立場を考えた対応を心がけている。

大阪入管では30分程度意見交換ができた。永井さんによれば、大阪入管とPRAJなど市民団体が、長年話し合いを積み重ねて信頼関係を醸成してきた結果、支援者が、処遇担当者と面会して被収容者の要望を直接伝えることもできるようになったという。

横浜入管では、弁護士でない一般市民だけで面会に訪れても、職員による「立ち会い」はない。一方、名古屋入管も大阪入管も、面会中は職員が同席し、被収容者の後方で話を聞いていた。市民グループとの関係が良好な職員は、逐一メモをとることはないようだ。「立ち会い」を「監視」と考えれば、ないほうがよい。しかし、被収容者と支援者の会話を処遇部門の職員が聞くことは、入管側が被収容者のニーズを知る手段になっているのではないか。

#### 6.4 指示文書の入手

入管庁が全国の入管施設に出した指示文書は、国会議員事務所を通じて入手することにした。入管収容問題にすでに高い関心を示している議員ではなく、「生理の貧困」について積極的に発言している議員に、まず働きかけることにした。生理の貧困の議論から、入管の被収容者が「取り残されている」現実を知ってもらうこと、その結果、生理の貧困への取り組みに被収容者を包摂し、生理の貧困の運動の中で移民女性の課題を「主流化」していくことを目指した。

最初に連絡した公明党の参議院議員の竹谷とし子事務所を通じて、12月21日に文書を手に入れた。「生理用品の支給の在り方について（指示）」（資料3）と題した文書は「生理のある被収容者が自由に使用できる」こと、また「居室又は収容区域単位で常備する」ことを、速やかに「実施するよう指示」していた。

12月末、BONDの高沢亜砂代さんが、この文書を横浜入管に提示して配布方法の変更を求めたが、2022年1月5日、高沢さんと田中が被収容者と面会したところ、補充の際はナプキンが「手渡し」されていると聞いた。そこで、三度目の要請を行うことにした。

### 6.5 一括月次支給の要請

2022年2月24日に横浜入管の総務課に持参した「生理のある被収容者への生理用品の「一括月次支給」への変更を求める要請書(三)」(資料4、以下、第三次要請)は、提出までに内容を見直した。当初の草案では、本庁からの指示文書どおりでないことを指摘した上で、第二次要請での提案にこだわり、共用スペースへの設置と「尊厳を保つ」ことを強調した。

しかし、草案作成後に仮放免となったCさんと意見交換を行ったところ、次の指摘を得たため、要請内容を再検討した。ブロックに1人しか被収容者がいない場合、共用スペースに生理用ナプキンの入ったボックスを置く方法では、職員に生理期間について知られることには変わらない。一方、ブロックに複数名が収容されている場合は、同時に何人かが生理期間になることも考えられるため、必要なものを、必要な分だけ、必要な時に使えるとは限らないことなどが問題である。そこで、国内の刑務所と同様に、1回の生理サイクル相当分のナプキンを一括で、毎月支給する提案に切り替えることにした。

また、文書のタイトルの言葉を「尊厳を守る」から「一括月次支給」という機能的な用語に改めた。プロジェクトの理念として「生理のある被収容者の尊厳を守る」ことは重要だが、何が尊厳を守り、何が尊厳を害しているのかが、横浜入管側に通じていない。都度の「手渡し」が問題であることを指摘し、生理時期を人に知られることなく「自由に使用できる」ようにする方法として生理用品の「一括月次支給」を求めた。さらに、CさんやDさんから指摘のあった廃棄の方法にも言及して「一括月次支給」と「不透明ごみ袋」への変更が両方実現してはじめて、被収容者は生理時期を人に知られることなく過ごすことができる」と述べた。

これまで、要請文は横浜入管に持参するだけだったが、入管庁の指示文書も引用したため、入管庁にもCCを入れて要請文を作成し、第一次と第二次要請、ならびに「赤旗」に掲載された本プロジェクトの記事を添えて、入管庁にもこれら一式を郵送した。

### 6.6 横浜入管からの回答

3月2日に横浜入管より電話連絡があり、同7日、プロジェクトメンバーは、支局長以下、職員計4人と面会した。これまでは、総務課の窓口で要請書を手渡しだけであったが、初めて会議室で1時間程度の意見交換を行い、被収容者から得た情報とは異なる点も確認できた。入管側からの説明の要点は、下記の通りである。

- ① 入管収容施設では、2021年以前から、経済的困窮状態にある被収容者に、生理用品の無償提供を行っている。
- ② 2021年10月1日から、横浜入管は全被収容者を対象に計7個の個別支給を始めた。
- ③ 同10月4日の時点で、配布の要不要を口頭で尋ねることはやめ、各居室のトイレに置かれた生理用品が減っていれば補充する方式に切り替えていた。
- ④ 2022年3月3日より、個別配布に加えて、共用スペースであるシャワールームに、昼用30個、夜用10個を一括で配備し、必要な人が使えるようにしている。巡回する職員が、減った分を補充している。
- ⑤ ショッピングリストには計100以上の品目が日本語と英語で写真つきで記されている。生理用品は4種あり、夜用のナプキンも含まれている。
- ⑥ 使用済みのナプキンは（中が見えないよう）茶色の紙袋に入れてから、透明のビニール袋に入れて個別回収している。
- ⑦ 過去1年間の記録を確認したが、生理用品を繰り返し利用したことに起因する疾患や経血によりシーツを汚したという報告は1件もない。
- ⑧ 全被収容者に職員が対面で「現在ナプキン配布の方法の問題点」「改善案」「ナプキン配布によりストレスを感じているか」の3点について聞き取りを行ったが、現在の方法には問題はなく、改善案の希望もなし、ストレスに感じているという回答はなしという回答を得た。
- ⑨ 50歳代の被収容者からは「配布はありがたい。「おもてなし」みたいに感じている。必要な時は自分から言える。職員とは女性同士なので、全く問題はない。今はみんな必要ならば言えると思う」という意見を聞いた。
- ⑩ 支給にあたって、被収容者から「貧乏人扱いするな」と言われたり、必要に応じて配布枚数を変えると、被収容者同士が差別を受けたとクレームしたりしかねない点を懸念した。

本プロジェクトの要請によって実施されたのは、②の全被収容者への個別支給と、④の共有スペースでの一括常備である。

従来からの支給に関する①と、ショッピングリストの内容に関する⑤は、被収容者からの聞き取りとの間に齟齬があった。「入管が必要だと認めていなかった」（問題点1）わけではなさそうだが、当事者から、支給されたという話を聞かなかった。「生活困窮者」とみなされず、支給されないので、差し入れに頼るしかなかったと推察できる。⑩の「貧乏人扱いするな」という「クレーム」の発生を恐れて「生活困窮者」とみなさなかったのだろうか。

第一次要請の段階で、プロジェクトメンバーがショッピングリストを見ることができていたなら、選択肢の問題など「マイノリティ・ペナルティ」（問題点3）は、それほど大きな問題ではないことが確認できたであろう。③の口頭での要不要の確認をやめた時期についても、プロジェクトメンバーによる面会での聞き取りと、若干、ズレがあった。面会でできる被収容者に日記をつけてもらうといった工夫ができたかもしれない。

⑥のゴミの捨て方に関しては、個別回収では生理期間が人に知られてしまうことには変わりがないため、大阪入管では各自が、共有スペースに持参していることを伝えたが、生ごみと生理用品は、衛生上の問題があるため、共有スペースでの回収はしないという回答であった。

問題点4で指摘した健康上の問題は、⑦の事実確認によれば「ない」とされている。問題点2として指摘した精神的負担についても、⑧⑨の聞き取りをもって「ない」という説明がなされた。しかし、職員と被収容者という非対称的な力関係の中で行う面談調査は、適切ではないことを伝えた。被収容者からフィードバックを得るなら、職員ではない第三者が行うか、無記名の記述式で、リッカート尺度を用いた5段階評価（例：非常に満足している・やや満足している・どちらとも言えない・あまり満足していない・全く満足していない）等を用いることを提案した。

## 7. アクションの振り返り

2022年3月初頭時点では、横浜入管の被収容者と本プロジェクトのメンバーが直接つながっていないため、当事者から見たプロジェクトの評価は得ることができない。ここでは、半年の過程を振り返る。

### 7.1 発信に対する反応

本プロジェクトは「入管収容問題の一つとして生理用品の支給を求める」だけでなく、「生理の貧困への取り組みから「取り残されて」いる被収容者を包摂する」ことを目指した。要請文を発行する際、「#入管被収容者にも生理用品を」のアカウントから Twitter や Instagram で発信するとともに、賛同団体にはメールで報告を行った。第一次要請のみ英訳版を作成したが、英語のみで連絡がくる賛同団体はなかったため、第二次要請からは英語では発信していない。

第一次要請時に5つだった賛同団体は、第二次要請の時点で7団体、第三次要請では計8団体となった。賛同団体を下記に五十音順に列記する。\*印の3つは学内団体である。

Gender Equality for Sophia\*（第二次要請より）

収容ではなく安心安全な暮らしを



Speak Up Sophia\* (第二次要請より)

セックスミュージアム設立準備委員会 (第三次要請より)

Sophia Refugee Support Group\*

#なんでないの プロジェクト

BOND～外国人労働者・難民と共に歩む会～

#みんなの生理

まず、学内からは、品川入管での面会を行っている Sophia Refugee Support Group の他に、ジェンダーの視点で活動している Gender Equality for Sophia と Speak Up Sophia の賛同を得た。

「収容ではなく安心安全な暮らしを」と BOND は、本プロジェクトに当事者の方を紹介してくださった、入管収容問題にすでに関わっている団体である。

生理やリプロダクティブ・ヘルスについて活動している団体として、#みんなの生理、#なんでないの プロジェクト、セックスミュージアム設立準備委員会から賛同を得た。生理の貧困について活動しているその他の団体から賛同を得るには、学生からの Twitter や Instagram を中心とした発信だけではなく、各団体やその代表者に、賛同依頼をメールで送るといった発信が必要であったと思われる。また、横浜入管を要請先としていたため、大阪や名古屋など他の地域の団体への働きかけは不足していた。

2021年3月に名古屋入管で亡くなったウイシュマさんの事件後、入管収容問題への関心は高まっている。個人からも賛同を集める仕組みを作れば、反応は多く得られた可能性がある。しかし、プロジェクト側の体制が脆弱であったことから、名簿管理を伴う個人賛同は求めなかった。

賛同団体からの応援コメント以外に、一般の個人からも Twitter で複数の反応が寄せられた。第一次要請後、支給が始まったことに対して「え...逆に今までなかったの? 悲しい.....人をどこまで馬鹿にすればいいのか」、「いままで生活必需品の生理用品を設置してなかったことに驚いてる...手元にない人はどうやって生活してたんだろう」(ともに10月4日)という驚きの声が寄せられた。また「このような専門的取り組みに感謝します。いままでいろんな人が指摘していたのに無視していたのはなんだったのかと理不尽に思ってしまうが.....」(10月8日)という入管の対応に対する怒りのコメントもあった。

要請開始当初から、メディアからの問い合わせや激励があった。2022年2月3日には赤旗に「生理用品入管手渡し 入手困難 尊厳にかかわる 再三の要請 改善したが」が、3月8日には BuzzFeed に「「ティッシュを使ったことも」 生理になってもナプキンがない。そんな状況を変えたかった。女性たちの思い」という記事が掲載された<sup>43</sup>。メディアによる注目も、入管に対応を迫る上で、重要な後押しになった。

## 7.2 被收容者との関係

本プロジェクトが取り上げたのは、外部者が立ち入ることができない入管施設内での被收容者の処遇問題である。聞き取りに応じてくれた被收容者の中には、入管收容施設内で声をあげたり、意見を提出したりしても、反応がなく、改善が見られないことにいら立つ人もいた。プロジェクトのメンバーの聞き取りに対して、彼女たちは、当初、懐疑的であったと思われる。

しかし、第一次要請後、配布方法の問題はあっても支給が始まったことによって、彼女たちとの会話に変化があった。面会室に支給された現物をもってきてくれたり、配布時の問題点や改善案を教えてくれたりするようになった。自分の意見が要請に反映されることがわかり、支給を受ける裨益者としてだけではなく、プロジェクトの担い手へと自身の立場が変化したのかもしれない。仮放免になった後も、メディア関係者のインタビューに応じるなど、自分の発言を処遇改善につなげるよう協力してくれた人もいた。

ただし、すべての被收容者にとって、生理用品が最優先課題ではないことも、面会時の発言から理解できた。面会時には、食事やショッピングリストの改善など、多くの問題が提起された。生理用品の問題に限らず、その他の処遇問題も、外部者が共に声をあげることで改善される可能性がある。しかし、外部者は被收容者と面会し、聞き取りができなければ、そもそもニーズの把握ができない。外部者が容易にアクセスできない入管施設への長期收容制度自体の廃止の重要性に改めて気づかされる。

## 7.3 入管側との対話

2022年3月7日に、初めて、横浜入管の関係者と意見交換の機会が訪れた。第一次要請後、生理のある全被收容者に対する支給が始まった段階では、本プロジェクトのメンバーも、入管の対応が前向きであると感じていた。しかし、第二次要請で提案した共用スペースでの常備については「回答できない」という返事しかなかった。第三次要請後の3月3日にこの提案が受け入れられたのは朗報であったが、4ヶ月以上かかっている。

第二次要請では配布をめぐる被收容者と職員のコミュニケーションの不足を指摘しているが、それは、入管側と要請行動を行った本プロジェクトのメンバーとの関係においても言えることではないだろうか。配布方法の変更時期や、ショッピングリストの品目などの情報の齟齬は、入管側と本プロジェクトメンバーの間で直接対話する機会があれば、第三次要請以前に解消することができていただろう。

3月7日の意見交換で、被收容者への聞き取りについて共有されたが、その対象となった被收容者が何人いるかという情報は開示されなかった。入管によっては、支援団体との定期協議に応じ、被收容者の人数や国籍、医療ケアや処遇など收容施設内での対応につい

て、質問に答える形で開示している。例えば、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州は、2004年以來、大村入国管理センターとの意見交換会を行っており、その記録を Web サイトで公開している<sup>44</sup>。

入管と支援団体の定期的な対話の場があれば、本プロジェクトでとりあげた生理用品の支給状況も、被收容者への聞き取りから情報を得るだけでなく、入管側からも説明を受けることが可能だったはずだ。入管側との意見交換の場で、要請に対して「反論したくてもできなかった」という発言があったが「要請に対する反論」という二項対立の構図ではなく、被收容者の処遇について「共に考える」という関係性も築き得たのではないだろうか。

ソーシャル・アクションを行う際、当事者からの聞き取りは、その声を代弁するためにも、最も重要である。同時に、課題解決の方法を検討する段階では、当事者以外のアクターとも対話が不可欠である。本プロジェクトにおいて、入管との対話の実現には時間がかかったが、最終段階で、提案がある程度、受け入れられたことは確認できた。

## おわりに

2022年に入り、生理の貧困に関する報道は少なくなっている。防災備蓄品などからの無償提供など、一時的な対応が収束を迎えたのか、学校等での支給が制度化されてニュースとして取り上げられることがなくなったのかはわからない。しかし、生理用品への軽減税率は未だ実現しておらず、生理の貧困が解決したとは言えない。入管の被收容者への生理用品の配布という、生理の貧困の中でも「取り残された」課題への取り組みを例に、他にも、声をあげにくい当事者がいないか点検し、その解決のためには、誰と対話するのが有効なのかを考えていきたい。

## 謝辞

まず、入管施設内で面会に応じて下さった被收容者の方、仮放免となってから入管施設での経験を話して下さった被收容経験者にお礼を申し上げます。

次に、本プロジェクトの賛同団体みなさまに感謝します。入管側からなかなか反応が得られない中、みなさまからいただくメッセージに大いに励まされました。

「BOND～外国人労働者・難民と共に歩む会～」の高沢亜砂代さんが、入管施設での被收容者の方との面会に導いてくださらなければプロジェクトは実施できませんでした。女性の被仮放免者への聞き取りにあたっては「収容ではなく安心安全な暮らしを」のメンバーで、アーティスト・アクティビストの滝朝子さんにご協力いただきました。仮放免者の会のエリザベス・アルオリオ・オブエザさんからは、要請行動にあたっての心構えについて助言と温かい励ましをいただきました。みなさまのご協力と的確なご指導に心より感謝します。

入管庁内の文書を入手して下さった竹谷とし子参議院議員事務所にもお礼を申し上げます。

本プロジェクトの経費の一部は、科研費研究・国際共同研究強化(B)「移住女性とSDGs：セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスへのアクセス」(18KK0030)から支出しました。

## 資料1

「生理のある被収容者に生理用品を無償提供することについての要請書」

2021年8月25日

貴庁の収容施設に収容されている生理を経験する人は、生理用品を外部から差し入れの形で手に入れたり、貴庁職員を通して施設内のコンビニで割高なナプキンを購入したりしていたと、収容経験のある女性の方からお話をうかがいました。横浜支局には現在女性のみが収容されていますが、生理のある横浜の被収容者は今も、生理用品にかかる費用を節約するために同じナプキンを繰り返し使って対応したりしています。

しかし、生理用品は生理のある人にとって必需品です。収容施設内では、食事の提供や居室の冷暖房の完備、トイレトペーパーの提供といった必需品が無償で提供されているようですが、生理用ナプキンもこれらと同じく必需品として、無償提供することを求めます。

## 【要望理由】

## ① 被収容者にとって、生理用品へのアクセスは経済的・精神的負担が大きい

昨今「生理の貧困」が話題になっておりますが、収入の頼りがない被収容者にとって生理用品を購入することは金銭的に大きな負担となっています。また、疾患の影響で過多月経や経血量の増加といった症状を持つ人は常にナプキンが必要な場合もあり、こうした人々は生理用ナプキンの購入費用を捻出することが難しく、衛生面で不安の残る使用法で使わざるを得なくなります。加えて、自費購入が困難な人は生理用品を入手するために他者に頼まなければならない、そのための精神的負担も大きいと考えられます。生理を経験する被収容者の心身の健康を守るため、生理用品の無償提供を求めます。

## ② 被収容者の尊厳を守るため

被収容者は、生理用品を手に入れるために外部の支援者等に差し入れを頼んだり、他の被収容者にナプキンを分けてもらったり、施設内のコンビニで割高なナプキンの購入をしなければなりません。このように、常に他者に頼まなければならない生理用品のような必需品を得ることができないことは、生理のある人の尊厳を傷つけることにつながります。

人道憲章と人道対応に関する最低基準である「スフィア・プロジェクト」、WHOの定める「難民・移民のための健康ガイドライン」等さまざまな国際規範で、衛生用品として生理用品の提供は必要だと定められています。また、日本の内閣府でも、避難所には生理用ナプキンを複数種類備蓄することが必要とされています。日本の刑務所でも、生理用品は官給品に含まれています。入管収容施設でも、生理のある被収容者の尊厳を守るために、無償で生理用品を提供することを求めます。

以上2つの理由から、被収容者には生理用品を無償で提供し、入管収容施設内の「生理の貧困」をなくしていただけないでしょうか。お忙しい中大変恐縮ですが、ご検討いただき、【9月8日まで】にご回答を賜りますようお願い申し上げます。

## 資料2

### 「生理のある被収容者への生理用品支給方法に関する要請書（二）」

2021年10月15日

今年8月25日、私たちは、貴支局に「生理のある被収容者に生理用品を無償支給することについての要請書」を提出しました。その結果、10月1日より生理用ナプキンを支給することになったと連絡を頂戴しました。

10月7日に、私どものメンバーは、被収容者の方たちと面会し、支給方法を尋ねました。要請理由にあげていた「被収容者にとって、生理用品へのアクセスは経済的・精神的負担が大きい」のうち、経済的側面について一定の改善があったことを確認しました。

しかし、理由の2点目に挙げた「被収容者の尊厳を守る」ことは、実現されていないと感じております。折角の対応が、被収容者の方たちにも受入れられるよう、改めて、生理のある被収容者の方たちの尊厳を守り、生理用品へのアクセスにかかる精神的負担をなくすよう、現在の支給方法の見直しを求めます。

#### 【現在の支給方法の問題点】

##### ① 配布するナプキンの種類と数量が限られている

被収容者の方から現物を見せてもらい、3種のナプキン（夜用2枚、昼用羽根つき2枚、羽根なし3枚）がセットで支給されていることを確認しました。3種類のナプキンが配布されていることから、昼夜の異なるニーズへの配慮がわかりました。しかし、人によって必要な生理用品の種類や数量は異なります。経血量や日数は個人差が大きいため、必要だと申し出た被収容者に、毎回、同一のセットを配布することは、合理的だとは言えないのではないのでしょうか。

私どもの聞き取りでは、ナプキンではなく「おりものシートが欲しい」という被収容者の方の声も聞いています。ナプキンは支給されていますが、用途が異なるため、ショッピングリストに記載して購入するか、外部の支援者に差し入れを頼むしかありません。

内閣府が発行した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」第3部「備蓄チェックシート」（内閣府男女共同参画局 2020：56）には「おりものシート」は、生理用ナプキンとは別に記載されています。「必要な人に、必要な支援を、必要な分だけ」は、同ガイドラインの第2部24節「物資の供給」で求めている「多様なニーズへの対応」（前掲

書：39) の最も重要なポイントです。「必要なものが、必要なだけ、必要なときに」支給されるよう、被収容者に代わって、方法の見直しを求めます。

② 毎朝「生理があるか」を職員から聞かれる

二つ目は、支給の要不要の確認方法です。毎朝9時の点呼の際に、生理用品の補充の要不要が聞かれると、被収容者の方から聞いています。職員5名ほどが個人の居室で行う点呼の場において、毎朝「生理なのか」聞かれ、応答を求められることは、被収容者の方たちにとって、新たな精神的負担になっているようです。その一人は、「毎日、生理について聞かれることは、傷つく」と話していました。

「生理のある人の尊厳」は、ナプキンの配布だけによって守られるのではありません。人道憲章と人道対応に関する最低基準である「スフィア・プロジェクト」の「衛生促進基準 1.3：月経と失禁衛生用品の管理」は、その基本行動として「尊厳を保ち、負のレッテルを軽減する目的で目立たない場所で衛生用品の配布を行う」(Sphere Association 2018: 102) ことを求めています。

現在の支給方法では、残念ながら、被収容者の方たちの尊厳は保てないことを危惧します。被収容者の方たちが、生理であることを職員に告げなくても、必要な時に生理用品を入手できる仕組みへの変更を求めます。

③ 配布をめぐる被収容者と職員間のコミュニケーションが不足している

三つ目は、配布をめぐる被収容者と職員間のコミュニケーションの不足です。10月1日から、事前の説明なく、毎朝、生理用品の要不要を聞かれるようになったことに、被収容者の方たちは不安を感じたようです。

「スフィア・プロジェクト」の「衛生促進基準 1.3：月経と失禁衛生用品の管理」は、「生理用品を使用した人の満足度」(前掲書: 102) を基本指標とすることを求めています。同ガイドンスノートでは「衛生用品の配布とともに、家庭または学校などの施設内での廃棄方法についても当事者に相談することが重要である」(同) と述べています。

入管施設での生理用ナプキンの配布については、当事者である被収容者の方から最適な方法を意見聴取するのが妥当ではないでしょうか。こうしたコミュニケーションも、被収容者の方の「人間としての尊厳」の回復につながるものと考えます。また、配布の「満足度」を定期的に確認することも求めます。

【今後の支給に関する提案】

上記の3つの問題点を踏まえ、私たちは以下のことを要請します。

1. おりものシートを含めた、被収容者のニーズに対応した生理用品を支給すること

2. 被収容者が、必要なものを、必要な分だけ、必要な時に入手できるよう、シャワールームなど共用スペースに、おりものシートも含む「生理用品ボックス」を常時置くこと
3. 生理用品の配布をめぐって被収容者の尊厳が保たれるよう、ナプキン配布に関する意見を口頭または書面で被収容者に聞き、十分コミュニケーションを取った上で支給すること

お忙しい中、大変恐れ入りますが、被収容者の方たちの尊厳を保つため、支給方法の見直しをご検討ください。【10月29日まで】にご回答を賜りますようお願い申し上げます。

### 資料3

「生理用品の支給の在り方について」（指示）

入管庁警第165号  
令和3年10月18日

入国者収容所長殿

地方出入国在留管理局長殿

地方出入国在留管理局支局長殿

出入国在留管理庁出入国管理部長 丸山秀治（公印省略）

「生理用品の支給の在り方について」（指示）

生理用品については、被収容者処遇規則第23条第2項に規定する給与品として取扱いがなされていると承知していますが、今後は、生理のある被収容者が自由に使用できるよう、給与品として取り扱わず、居室又は収容区域単位で常備する取扱いに改めますので、本信到着次第実施するよう指示します。

### 資料4

「生理のある被収容者への生理用品の「一括月次支給」への変更を求める要請書（三）」

2022年2月24日

2021年8月25日、私たちは「生理のある被収容者に生理用品を無償支給することについての要請書」（一）を提出しました。その後、10月1日に生理用ナプキンが支給されるようになったと連絡を頂戴しました。しかし、被収容者の方から、生理用品の要不要を職員に伝えないと受け取れないことが精神的負担になっていると聞き、10月15日に「生理のある被収容者への生理用品支給方法に関する要請書」（二）を提出しました。



私たちは、被収容者の方との面会の折に、横浜支局総務課の方と直接対話をして改善を要望し続けましたが、2022年1月末時点では改善を確認できていません。そこで、第三次となる本要請書を提出する次第です。

私たちは、国会議員を通じて、2021年10月18日に、出入国在留管理庁出入国管理部長が、入国者収容所長、地方出入国在留管理局長、同支局長宛に発出した「生理用品の支給の在り方について（指示）」という文書（以下、「指示書」）を入手しました。同文書で下記の指示が出されていることを確認しました。

生理用品については、被収容者処遇規則第23条第2項に規定する給与品として取扱いがなされていると承知していますが、今後は、生理のある被収容者が自由に使用できるよう、給与品として取り扱わず、居室又は収容区域単位で常備する取扱いに改めますので、本信到着次第実施するよう指示します。

しかし、2022年1月末の被収容者との面会では、毎朝の点呼時に生理用品の要不要を尋ねられることはなくなったものの、必要な際に職員から「手渡し」で受け取っていると聞きました。これは、上記の指示書にある「自由に使用できるよう」「常備する取扱い」とは異なります。むしろ「被収容者処遇規則第23条第2項に規定する給与品」に記された「給与する衣類及び日用品の品目、数量及び使用期間は、所長等が定める」という取扱いを改める前の給与方法に近いのではないのでしょうか。指示書に「本信到着次第実施するよう指示します」とあるにも関わらず、文書発出後3カ月以上経ても指示通りに支給されていないと言わざるを得ません。

「自由」とは「他からの強制・拘束・支配など受けなくて、自らの意志や本性に従っている・こど（さま）」（大辞林）であり、「常備」とは「常に備えておくこと。絶やさないようにすること」（同上）です。この2点が考慮されていない「手渡し」による配布は、被収容者の尊厳を守る支給方法とは言えません。

現在、自治体が学校等で行っている生理用品の無償提供は、トイレの個室や更衣室に設置する「非対面方式」です。法務省監督下の収容施設である刑務所では、1人が1回の生理期間中に使用するナプキン相当数を袋に入れて、全被収容者に毎月支給しています。入管収容施設においても、被収容者が、生理時期を人に知られることなく「自由に使用できる」よう、生理用品の「一括月次支給」を求めます。これが「常備」に最も近い方法です。

月1回の支給には、昼用普通サイズだけでなく夜用ナプキン5枚程度を含む計30個程度を入れてください。生理の期間や経血量は個人差があり、生理期間外に不正出血がある人もいます。計30枚では足りず、追加支給を要望する人がいる場合は、増量などの個別対応によって「自由に使用」できる状態の確保をお願いします。

また、使用済み生理用品を入れる居室のごみ袋を、内容物が見える透明のものから不透明のものに変更していただくこともあわせて要請します。「一括月次支給」と「不透明ごみ

袋」への変更が両方実現してはじめて、被收容者は生理時期を人に知られることなく過ごすことができます。

今後も、私たちは、生理のある被收容者と面会する際、指示書通りに「自由」「常備」の2点を担保し、生理用品の支給方法がされたか確認を続けます。改善が見られるまでは、要請を止めることはありません。

## 参考文献

織田朝日（2021）『ある日の入管～外国人收容施設は”生き地獄“～』 扶桑社

ソーシャル・アクションハンドブック作成チーム（2017）『ソーシャル・アクション ハンドブック：テーマと出会い・仲間をつくり・アクションの方法を見つける 39 のアイデア』 特定非営利活動法人開発開発教育協会（DEAR）

田中 雅子（たなか まさこ）、乾 友菜（いぬい ゆうな）、  
川村 ひなの（かわむら ひなの）、萩原 千賀（はぎわら ちか）、  
（上智大学 総合グローバル学部）

<sup>1</sup> Geng, Caitlin, 2021. “What to know about period poverty” Medical News Today, <https://www.medicalnewstoday.com/articles/period-poverty#in-the-global-south>（2022年2月26日閲覧）

<sup>2</sup> About Menstrual Hygiene (MH) Day <https://menstrualhygieneday.org/about/about-mhday/>（2022年2月26日閲覧）

<sup>3</sup> #みんなの生理 <https://minnanoseiri.wixsite.com/website/about>（2022年2月26日閲覧）

<sup>4</sup> 内閣府男女共同参画局「生理の貧困」  
<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/kenko/periodpoverty/index.html>（2022年2月26日閲覧）

<sup>5</sup> 内閣府男女共同参画局 2021「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組」（2021年5月19日時点）  
<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/kenko/periodpoverty/pdf/1.pdf>（2022年2月26日閲覧）

<sup>6</sup> 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」[https://www.mie-u.ac.jp/danjo/materials/10\\_1\\_jyuten2021\\_honbun.pdf](https://www.mie-u.ac.jp/danjo/materials/10_1_jyuten2021_honbun.pdf)（2022年2月27日閲覧）

<sup>7</sup> 正式には「被退令仮放免者」であるが、以下、団体名等以外は「被仮放免者」とする。出入国在留管理庁「送還忌避者の実態について」  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005082.pdf>（2022年3月6日）

<sup>8</sup> 尾川知那ほか著 2021「日本の入管制度の課題を学び、伝える—「仮放免」当事者へのインタビューから教材作成まで」、『グローバル・コンサーン』第3号、28-45頁。

<sup>9</sup> 教材「これって「多文化共生」？：日本の入管制度を考えよう」のファシリテーターマニュアルは、次の URL よりダウンロード可。  
[https://docs.google.com/document/d/1jsu2Iqbo85hseGt\\_nLm6X15\\_OK6Mk1me-bX0PVojJuM/edit?usp=sharing](https://docs.google.com/document/d/1jsu2Iqbo85hseGt_nLm6X15_OK6Mk1me-bX0PVojJuM/edit?usp=sharing)（2022年3月3日閲覧）

- <sup>10</sup> BOND～外国人労働者・難民と共に歩む会～ <https://nanmim-bond.amebaownd.com/>  
(2022年2月27日閲覧)
- <sup>11</sup> 他に、清掃業者、配達に来たコンビニ店員、給食納入業者とも会話は可能だが職員が監視している。
- <sup>12</sup> 「被收容者処遇規則」 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=356M50000010059>  
(2022年2月27日閲覧)
- <sup>13</sup> 「意見箱」等とも呼ばれている。正式名称は確認できなかった。
- <sup>14</sup> 2021年8月11日被收容者ならびにBONDの高沢亜砂代さんより聞き取り。
- <sup>15</sup> 出入国在留管理庁「收容施設について(收容施設の処遇)」  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/tetuduki\\_taikyo\\_shisetsu.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/tetuduki_taikyo_shisetsu.html) (2022年3月6日閲覧)。
- <sup>16</sup> 同時期に、別の地方の入管では、内容が表記されていて、ガラス瓶に入っていないなければ可であるという回答を得たため、食品を差し入れることができた。
- <sup>17</sup> 2021年7月2日オンラインでのインタビュー。この語りにおける「收容施設」とは、品川入管を指していると思われる。
- <sup>18</sup> 2021年7月8日オンラインでのインタビュー。
- <sup>19</sup> 支援者による書籍にも「特に生理用品は高いので、差し入れはありがたい」と記されている(織田 2021: 63)。
- <sup>20</sup> 2021年8月11日の面会時にインタビュー。
- <sup>21</sup> 2021年8月11日ならびに25日の面会時にインタビュー。
- <sup>22</sup> 2020年4月25日、品川入管に長期收容されていた女性たちが行った帰室拒否による抗議行動。仮放免許可基準の明確化などを紙に書いて静かに求めていた女性たちを男性職員が制圧し、下着姿の被收容者を連行し、一部を懲罰房に入れた。その様子をビデオ撮影するなど、尊厳を奪う行為が問題になった。弁護士ドットコムニュース 2020年5月16日「東京入管、コロナ対応めぐり「女性收容者」へ虐待か...シャワーに乱入、下着のまま独房に押し込める」[https://www.bengo4.com/c\\_16/n\\_11222/](https://www.bengo4.com/c_16/n_11222/) (2021年8月11日閲覧)  
毎日新聞 2020年5月18日「みんなで裸を見たと言われた」「尊厳失われた」入管收容女性が手紙で訴え <https://mainichi.jp/articles/20200518/k00/00m/040/233000c> (2021年8月11日閲覧)
- <sup>23</sup> 多数派や富裕層には豊富な選択肢があり、大量に買うことで安価なものを買うことができるのに対して、マイノリティや貧困層には与えられる選択肢が少なく、少量ゆえに単価が高いものを買ったり、品質の悪いものしか入手できなかったりという不利益が生じやすいこと。
- <sup>24</sup> 後述の横浜入管との面会時に夜用もショッピングリストに含まれていることがわかった。しかし、被收容者からの聞き取りでは夜用は入っていないと聞いていた。
- <sup>25</sup> ナプキンの分類については、次の文書を参照した。  
日本衛生材料工業連合会(2013)「特集 生理用ナプキンについて知っておきたいさまざまな事柄」、『日衛連 NEWS』No.78 <https://www.jhpie.or.jp/pdf/news78.pdf> (2022年2月17日閲覧)
- <sup>26</sup> 横浜入管のコンビニの価格は2021年8月25日、量販店の価格は千葉県市川市ドン・キホーテ本八幡店で2022年2月28日調べ。
- <sup>27</sup> 法務省「受刑者が居室内で生活するための物品」  
<https://www.moj.go.jp/content/000002253.pdf> (2022年2月23日閲覧)
- <sup>28</sup> 仮放免になったCさんに、2022年2月18日オンラインでインタビューを行った。
- <sup>29</sup> Cさんによれば、生理用品一式を受け取った日付を袋に書き、概ね1ヶ月後に再度一式が支給されたという。高齢の受刑者は、ナプキンを尿漏れパッド代わりに使用していたため全員へのナプキン支給は有効であったと述べている。

- <sup>30</sup> 出入国在留管理庁「入国者収容所等視察委員会」  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri02\\_00028.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri02_00028.html) (2022年2月28日閲覧)
- <sup>31</sup> 2017 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告(概要)一覧表  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003724.pdf> (2022年2月17日閲覧)
- <sup>32</sup> 東京弁護士会 2016「エクスペクテイションズ(期待される状態)日本版に沿った視察実施を求める要請書」<https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-454.html> (2022年2月28日閲覧)
- <sup>33</sup> 内閣府男女共同参画局(2020)「備蓄チェックシート」、『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』  
[https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene\\_01.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf) (2022年2月17日閲覧)
- <sup>34</sup> 東日本大震災女性支援ネットワーク(2012)『こんな支援が欲しかった!～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集』<http://gdr.org/2014/05/149/> (2022年2月17日閲覧)
- <sup>35</sup> Sphere Association「スフィアハンドブック:人道憲章と人道支援に関する最低基準」2018 [https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2020/04/spherehandbook2018\\_jpn\\_web\\_April2020.pdf](https://jqan.info/wpJQ/wp-content/uploads/2020/04/spherehandbook2018_jpn_web_April2020.pdf) (2022年2月17日閲覧)
- <sup>36</sup> 「#みんなの生理」共同代表谷口歩実さんより。
- <sup>37</sup> 入管庁関係者からの電話連絡。
- <sup>38</sup> 仮放免者の会(PRAJ) <http://praj-praj.blogspot.com/> (2022年2月17日閲覧)
- <sup>39</sup> 2021年末時点で、横浜、名古屋、大阪以外の入管に女性は収容されていない。
- <sup>40</sup> 『ウイシュマさんを知っていますか?名古屋入管収容場から届いた手紙』(風媒社、2021年)の著者眞野明美さんからの情報。
- <sup>41</sup> START~外国人労働者・難民と共に歩む会~<https://start-support.amebaownd.com/> (2022年2月17日閲覧)
- <sup>42</sup> 2021年3月6日に名古屋入管内で亡くなったスリランカ人女性のウイシュマ・サンダマリさん。
- <sup>43</sup> 2022年3月8日 BuzzFeed <https://www.buzzfeed.com/jp/sumirekotomita/period-pad-38> (2022年3月8日閲覧)
- <sup>44</sup> 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州 <https://snwm-netwrokkyushu.jimdofree.com/> (2022年3月7日閲覧)